第六号様式（提出用）

209

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日

殿

法人番号		この申告の基礎	申告年月日
	法人税の 令和　年　月　日	の 中間申告・修正・更正・決定・再更正 による。	年　月　日

所在地（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　）
（ふりがな） 法人名	

（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	
期末現在の資本金の額（解散日現在の額）	（兆 十億 百万 千 円）	事業種目	
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	（　）	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆 十億 百万 千 円
法人区分	イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　事業年度分の　道府県民税 / 事業税 / 特別法人事業税　の　申告書　※

事業税

摘要		課税標準	税率(/100)	税額
所得割	所得金額総額（㉘-㉙）又は別表5㉟ ㉘			
	年400万円以下の金額 ㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚	000		00
	年800万円を超える金額 ㉛	000		00
	計 ㉙+㉚+㉛ ㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額 ㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			
	付加価値額 ㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額 ㊱			
	資本金等の額 ㊲	000		00
収入割	収入金額総額 ㊳			
	収入金額 ㊴	000		00
合計事業税額 ㉜+㉟+㊲+㊴ 又は ㉝+㉟+㊲+㊴ ㊵				00

事業税の特定寄附金税額控除額 ㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㊷	
差引事業税額 ㊵-㊶-㊷ ㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額 ㊹	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㊺		この申告により納付すべき事業税額 ㊸-㊹-㊺ ㊻	00
㊻の内訳 所得割 ㊼	00	付加価値割 ㊽	00
㊻の内訳 資本割 ㊾	00	収入割 ㊿	00
㊻のうち見込納付額 (51)		差引 ㊻-(51) (52)	

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率(/100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額 (53)	00		00
収入割に係る特別法人事業税額 (54)	00		00
合計特別法人事業税額 （(53)+(54)） (55)			00

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (56)		差引特別法人事業税額 (55)-(56) (57)	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (58)		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (59)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (57)-(58)-(59) (60)	00	(60)のうち見込納付額 (61)	
差引 (60)-(61) (62)			

道府県民税

摘要		税額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		（　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②		
還付法人税額等の控除額 ③		
退職年金等積立金に係る法人税額 ④		
課税標準となる法人税額 ①+②-③+④ ⑤		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ⑥		000
法人税割額 （⑤又は⑥×/100） ⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑧		
税額控除超過額相当額の加算額 ⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑩		
外国の法人税等の額の控除額 ⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫		
差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑭		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑮		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮ ⑯		00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑰	月
	円×⑰/12 ⑱	00
	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲	
	この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲ ⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳ ㉑		00
㉑のうち見込納付額 ㉒		
差引 ㉑-㉒ ㉓		
東京都に申告する場合の⑦の計算	特別区分の課税標準額 ㉔	000
	同上に対する税額 ㉔×/100 ㉕	
	市町村分の課税標準額 ㉖	000
	同上に対する税額 ㉖×/100 ㉗	

還付請求	中間納付額 (72)	
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号（普通・当座）

法人税の期末現在の資本金等の額	兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額	
決算確定の日	・　・
解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税　有・無　法人税　有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・
翌期の中間申告の要否	要・否　国外関連者の有無　有・無

＊処理事項（記載しないでください）

事業税 1	総数	
	本府	
事業税 2	総数	
	本府	
府民税	総数	
	本府	

所得金額の計算の内訳		
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)） (63)		
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (64)	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)	
仮計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67) (68)		
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)		
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)） (70)		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)		

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）	
前事業年度の法人区分	イに掲げる法人	資本剰余金の額（外貨）	

関与税理士署名	（電話　　　）

第六号様式（控用）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日 殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の 令和　年　月　日 の 中間・修正・更正・決定・再更正 申告 による。	年　月　日

所在地（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　）	(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	
	期末現在の資本金の額（解散日現在の額） 兆 十億 百万 千 円	事業種目	
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
(ふりがな) 法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
	法人区分：イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの 事業年度分 の 道府県民税 事業税 特別法人事業税 の 申告書 ※

（事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割	所得金額総額 (68)－(69)又は別表5(35) (28)	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額 (29)	0 0 0		0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 (30)	0 0 0		0 0
	年800万円を超える金額 (31)	0 0 0		0 0
	計 (29)＋(30)＋(31) (32)			0 0
	軽減税率不適用法人の金額 (33)	0 0 0		0 0
付加価値割	付加価値額総額 (34)			
	付加価値額 (35)	0 0 0		0 0
資本割	資本金等の額総額 (36)			
	資本金等の額 (37)	0 0 0		0 0
収入割	収入金額総額 (38)			
	収入金額 (39)			0 0
合計事業税額 (32)＋(35)＋(37)＋(39) 又は (33)＋(35)＋(37)＋(39) (40)				0 0

事業税の特定寄附金税額控除額 (41)	兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく事業税額の控除額 (42)	
差引事業税額 (40)－(41)－(42) (43)	0 0	既に納付の確定した当期分の事業税額 (44)	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (45)		この申告により納付すべき事業税額 (43)－(44)－(45) (46)	0 0
(46)の内訳 所得割 (47)	0 0	付加価値割 (48)	0 0
資本割 (49)	0 0	収入割 (50)	0 0
(46)のうち見込納付額 (51)		差引 (46)－(51) (52)	

（特別法人事業税）

摘要	課税標準	税率（/100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額 (53)	兆 十億 百万 千 円 0 0		0 0
収入割に係る特別法人事業税額 (54)	0 0		0 0
合計特別法人事業税額 ((53)＋(54)) (55)			0 0

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (56)	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額 (55)－(56) (57)	0 0
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (58)		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (59)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (57)－(58)－(59) (60)	0 0	(60)のうち見込納付額 (61)	
差引 (60)－(61) (62)			

＊処理事項（記載しないでください）		
事業税 1	総数	
	本府	
事業税 2	総数	
	本府	
府民税	総数	
	本府	

所得金額の計算の内訳		
	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)) (63)	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (64)	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)	
	仮計 (63)＋(64)＋(65)－(66)－(67) (68)	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)	
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) (70)	
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)	

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）	
前事業年度の法人区分	イに掲げる法人	資本剰余金の額（外貨）	

（道府県民税）

項目	金額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額 (1)	兆 十億 百万 千 円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 (2)	
還付法人税額等の控除額 (3)	
退職年金等積立金に係る法人税額 (4)	
課税標準となる法人税額 (1)＋(2)－(3)＋(4) (5)	0 0 0
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 (6)	0 0 0
法人税割額 ((5)又は(6)×/100) (7)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額 (8)	
税額控除超過額相当額の加算額 (9)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (10)	
外国の法人税等の額の控除額 (11)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (12)	
差引法人税割額 (7)－(8)＋(9)－(10)－(11)－(12) (13)	0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額 (14)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (15)	
この申告により納付すべき法人税割額 (13)－(14)－(15) (16)	0 0
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 (17)	月
均等割額 円×(17)/12 (18)	0 0
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額 (19)	
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 (18)－(19) (20)	0 0
この申告により納付すべき道府県民税額 (16)＋(20) (21)	0 0
(21)のうち見込納付額 (22)	
差引 (21)－(22) (23)	
東京都に申告する場合の(7)の計算 特別区分の課税標準額 (24)	0 0 0
同上に対する税額 (24)×/100 (25)	
市町村分の課税標準額 (26)	0 0 0
同上に対する税額 (26)×/100 (27)	

還付請求	中間納付額 (72)	
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）
法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額		
決算確定の日		・　・
解散の日		・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・　・
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税 有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間		・　・ ～ ・　・
翌期の中間申告の要否 要・否	国外関連者の有無	有・無

関与税理士署名	（電話　）

税 率 一 覧

■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額） 平成13年4月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000 円

(注)
① 公共法人・公益法人等（地方税法第 25 条第１項の規定により均等割を課すことができない法人を除きます。）
② 人格のない社団等（地方税法第 24 条第６項の規定の適用がある場合に限ります。）
③ 一般社団法人・一般財団法人
④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

※１「資本金等の額」とは、「法人税法第２条第 16 号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第６条の 24 の規定により算定した金額をいいます。
※２「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）の税率表

税率区分	税率（%） 令和元年10月1日以後に開始する事業年度	税率（%） 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表

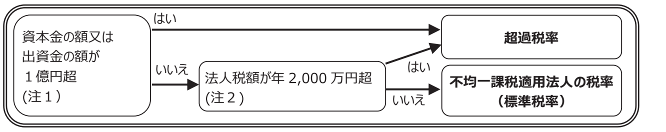

（注１）資本金の額又は出資金の額が１億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人として判定します。
（注２）法人税額が年 2,000 万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第６号様式又は第６号様式（その２）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が１年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000 万円×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数は１月とします。

■法人事業税の税率表

法人の種類	所得等の区分		税率(%) 事業年度開始の日 R4.4.1～	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31	H28.4.1～ R1.9.30
①所得金額課税法人（法第72条の2第1項第1号ロ） ①-1 普通法人(注1)、公益法人等、人格のない社団等	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65
		標準	3.5			3.4
	所得割 軽減税率適用法人 年400万円を超え年800万円以下の所得	超過	5.665			5.465
		標準	5.3			5.1
	所得割 軽減税率適用法人 年800万円を超える所得	超過	7.48			7.18
		標準	7			6.7
	所得割 軽減税率不適用法人	超過	7.48			7.18
		標準	7			6.7
①-2 特別法人(注1・2)	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65
		標準	3.5			3.4
	所得割 軽減税率適用法人 年400万円を超える所得	超過	5.23			4.93
		標準	4.9			4.6
	所得割 軽減税率不適用法人	超過	5.23			4.93
		標準	4.9			4.6
② 外形標準課税適用法人（同項第1号イ）	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	超過	―(注3)	0.495		0.395
		標準	―(注3)	0.4(注4)		0.3(注4)
	所得割 軽減税率適用法人 年400万円を超え年800万円以下の所得	超過	―(注3)	0.835		0.635
		標準	―(注3)	0.7(注4)		0.5(注4)
	所得割 軽減税率適用法人 年800万円を超える所得	超過	―(注3)	1.18		0.88
		標準	―(注3)	1(注4)		0.7(注4)
	所得割 軽減税率不適用法人	超過	1.18			0.88
		標準	1			0.7(注4)
	付加価値割	超過	1.26(注5)			
	資本割	超過	0.525(注5)			
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人（同項第2号）	収入割	超過	1.065			0.965
		標準	1			0.9
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人）（同項第3号ロ）	収入割	超過	0.8025		本表の③を参照	
		標準	0.75			
	所得割	超過	1.9425		―	―
		標準	1.85		―	―
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人（同項第3号イ）	収入割	超過	0.8025		本表の③を参照	
		標準	0.75			
	付加価値割	超過	0.3885(注5)		―	―
	資本割	超過	0.1575(注5)		―	―
⑥ 特定ガス供給業を行う法人（同項第4号）	収入割	超過	0.519	本表の③を参照		
		標準	0.48(注4)			
	付加価値割	超過	0.8085	―	―	―
	資本割	超過	0.336	―	―	―

（注１）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第 72 条 24 の７第７項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
（注２）特別法人のうち租税特別措置法第 68 条第１項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年 10 億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
・令和元年 10 月１日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率 5.7%）
・平成 26 年 10 月１日から令和元年９月 30 日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率 5.5%）
（注３）令和４年４月１日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
（注４）特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。
（注５）資本金が１億円以下かつ、資本金＋資本剰余金の額が 10 億円を超える法人で、外形標準課税が適用される場合の税率は大阪府のホームページをご確認ください。（令和７年４月１日以後開始事業年度）

適用判定表

1．超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定

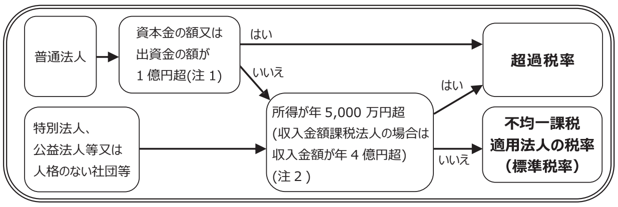

2．「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定

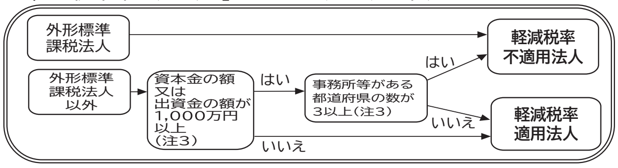

（注１） 資本金の額又は出資金の額が１億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
（注２） 所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年４億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第６号様式の「㉘欄」若しくは「㊳欄」に記載すべき額又は第６号様式（その２）の「㉘欄」、「㊳欄」若しくは「㊻欄」に記載すべき額（当該金額に 1,000 円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が１年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000 万円（又は４億円）×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数は１月とします。
（注３） 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類（事業税の税率表の区分）	税率（%） 事業年度開始の日 R4.4.1～	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人（普通法人等）	37		
	①-2 所得金額課税法人（特別法人）	34.5		
	② 外形標準課税適用法人	260		
基準法人収入割額	③ 電気供給業（④・⑤を除く）等を行う法人	30		
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40		本表の③を参照
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5		

税額＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。
※令和元年９月 30 日以前に開始する事業年度は、地方法人特別税が適用されます。
地方法人特別税の税率については、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ：府税あらかると「税率一覧」

大阪府 税率一覧